



法律改正で基金加入資格が 広がります! **渡航前**の手続をお忘れなく!

法律改正(確定拠出年金法等の一部を改正する法律)により、平成29年1月1日から、国民年金基金の加入資格が一部変更されました。海外転出される方は、お手続きにつきご注意ください。変更点の概要は以下の通りです。

!! 海外転居しても事前手続をすれば基金に継続加入できます。

従前は、海外転出し住民票が異動すると、国民年金基金は資格喪失となっていましたでしたが、海外転出にあたり、転出前に手続をとれば、基金に継続加入ができることとなりました。手続は以下の通りです。

※継続される場合でも、国内での加入については一旦資格喪失となりますので、資格喪失届の提出(添付書類:転出日記載の住民票等)は必要です。以下のお手続きをとることにより、従前の加入内容を引き継いで、在外中も基金に加入できます。

(1) 国民年金(基礎年金)について「任意加入」の手続をとり、
(役所の年金窓口にて、必ず**渡航前**に手続が必要です。)

(2) 当基金に ①日本弁護士国民年金基金加入申出書(海外居住者用)※

※国内で各種手続を代行する親族等協力者をお届けいただきます。

②「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」の写し
の2点を提出します。(基金宛に、**渡航前**に手続が必要です。)

★継続加入するには、必ず、**海外転出前**に、上記手続をおとりください。

(転出後に国民年金任意加入された場合、基金には継続加入できません。(その時点からの再加入の扱いとなり、掛金が変わります。))

★平成28年12月31日以降海外転出の方が対象です(平成29年1月1日法律施行)。

★在外で基金加入中の掛金は、所得控除の対象にはなりません。なお、掛金引落は、基金が指定する金融機関の国内開設口座のみご指定可能です。

★在外で基金加入中の場合、国民年金保険料の納付委託はできません。

★継続加入には、海外転出日時点で、当基金の加入員であることが必要です(当基金に加入履歴のない方は、海外において当基金への新規加入申出はできません。)。なお、上記手続をとられたうえで海外転出する方(「国民年金在外任意加入被保険者である基金加入員」=「在外特定加入員」という。)は、海外転出中は、弁護士業務に従事しなくても、基金加入資格は喪失となりません。(帰国時点、または国民年金の任意加入資格を失った時点、あるいは65歳到達時点で基金資格喪失となります。)

★海外転出中のすべての各種手続・通知は、予め国内に居住されているご親族等を協力者としてお届けいただき、当該協力者に代行いただくこととなります。

★60歳前に在外任意加入被保険者として基金に加入した在外特定加入員の方は、60歳に到達された時点で、基金の特定加入(60歳以上65歳未満の加入)に移行できます。60歳のお誕生日から3ヶ月以内に、当基金に特定加入の申出をする必要があります。特定加入を希望されない場合は、申出や掛金納付は不要です。

※必要書類等、手続詳細は、海外転出前に、基金事務局にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 日本弁護士国民年金基金

〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14F

TEL:03-3581-3739 FAX:03-3581-3720

ホームページ: <http://www.bknk.or.jp>